

## 認知症キッズサポーター養成講座を開催

小学生も認知症サポーターに！

市は、小学生向けの認知症キッズサポーター養成講座を開催します。同サポーターは、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り応援します。サポーターになって、自分ができることを考えてみましょう。

とき▼8月6日(火)午後1時30分～3時

ところ▼シリウス4階健康テラス  
対象/定員▼小学生(3年生以下は保護者同伴)/先着18人  
講師▼市職員  
申し込み▼電話で高齢福祉課へ。

保健福祉センター高齢福祉課  
認知症策推進係 ☎(2660)5612  
FAX(2660)1156



認知症サポーター養成講座の受講者に配付される「オレンジリング」

## 夏のおもしろ科学館2019を開催

出展ブース(予定)

実験やものづくりなどの体験を通して、子どもたちの科学的な考え方や創造力を育む「夏のおもしろ科学館2019」を開催します。大和高校物理部や上和田中学校科学部などが出展予定。夏休みの1日、遊びや体験の中から科学の心が芽生える体験をしませんか。

対象▼小・中学生  
申し込み▼不要

「タカラガイを磨いてストラップ作り」  
「見て、さわって、聞いて、おもしろ科学コーナー」  
「不思議スライムづくり」  
「プラネタリウム」  
「ういてまわせる おもしろマシーン(UOMOマシーン)を作ろう」  
「コップロボットをつくろう」  
「科学のおもしろさを体験しよう」など。

市教育委員会教育研究所教育研究係 ☎(2660)5213 FAX(2660)9832



さまざまな体験ができます

## 「出張！ボランティア総合案内所」を開催

1ポイント

市は、より多くの人にボランティア活動の情報を知ってもらうため、「出張！ボランティア総合案内所」を開催します。

これは、毎週月～金曜日に市役所市民活動課内に設置している「やまボランティア総合案内所」が特設会場に出張し、情報提供するもの。ボランティア活動について気軽に相談できます。ぜひお立ち寄りください。

とき▼7月23日(火)・24日(水)午前10時～午後3時

ところ▼イオンモール大和1階ライトコート下鶴間1-2-1  
申し込み▼不要



市内のボランティア活動の情報が得られます

市役所市民活動課協働・ボランティア・県人会・市民活動支援係 ☎(2660)5103 FAX(2660)5138

## 7月から環境管理センターで容器包装プラの資源化(中間処理)を開始

プラスチックを正しく分別しましょう

容器包装プラは、容器包装リサイクル法に基づき、回収・リサイクルをしています。この法律は容器包装のみを対象にしているため、同じプラスチック製でも容器包装ではないものは「燃やせるごみ」「B資源」として分別してください。

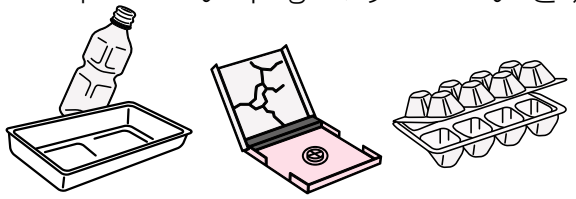
容器包装プラ▼菓子

などの袋、弁当などの容器、卵パック、ペットボトルのラベルや蓋など  
プリンマークがついているもの

燃やせるごみ▼バケ

ツ、CDのケース、プラスチックのおもちゃなど(プリンマークがついていないもの)

B資源▼ペットボトル、白色トトレイ。



※容器包装プラに分類されるものでも、洗って汚れが落ちない場合は燃やせるごみに出してください。  
※詳しくは「家庭の資源とごみの分け方・出し方」のパンフレット、「大和市ごみカレンダーアプリ」などをごらんください。アプリのインストールには左のコードを読み取る便利です。



Android端末用



iOS端末用

### 容器包装プラの全量資源化に向けて

市は、7月から環境管理センターで容器包装プラの資源化(中間処理)を開始しました。これにより、従来の外部委託による資源化と合わせて容器包装プラの全量資源化を進めます。今後も容器包装プラの正しい分別にご協力をお願いします。

環境管理センター収集業務課資源循環係 ☎(2669)7343 FAX(2668)6715

## 8月は「道路ふれあい月間」、8月10日は「道の日」です

道路は、日常生活になくはならない大切な公共施設です。現在、市内の市道、県道、国道を合わせた道路延長は約594kmです。安全で快適な道路環境を保つため、この機会に身近にある道路の役割や重要性を見直し、適切な利用をお願いします。

市制60周年記念 道に関するパネル展示を実施

とき▼8月5日(月)～13日(火)午前8時30分～午後5時(12日を除く。5日は午前9時から、11日は午後0時30分まで、13日は午後4時まで)  
ところ▼市役所1階ロビー。

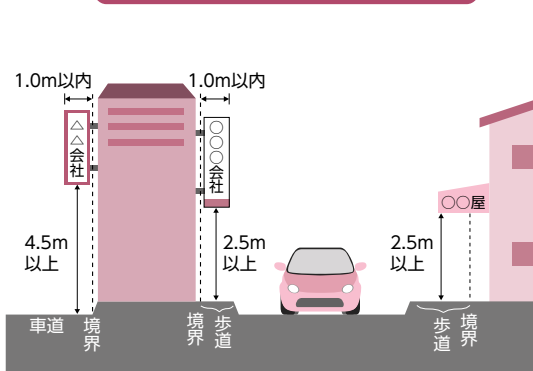
市役所都市施設総務課事業調査係 ☎(2660)5406 FAX(2660)5474

道路占用には許可が必要です

道路を占用する場合は、国、県市など、道路管理者の許可(占用許可)が必要です。基準(下図参照)に従って、必ず申請してください。

なお、次のような路上での私的な行為は、道路法第43条で禁じられています。

### 看板・日よけの道路占用許可基準



市は定期的なパトロールし、違反があれば所有者に対する指導や撤去をしています。悪質な違反者は、罰せられることもあります。

- 置き看板や自動販売機の設置
- 道路上にはみ出す形での商品などの陳列
- 電柱や街路樹などへの立て看板の設置や張り紙の掲示
- 車の乗り上げブロックや資材などの設置

市役所道路・河川管理課許可係 ☎(2660)5404 FAX(2660)5474